

地震風水害共済

自然災害共済

建物から家財まで

地震・風水害・盗難による被害を保障。
火災共済とセット契約が条件です。

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報(12頁〜))を必ずお読みください。
※「地震風水害共済」は交運共済の商品名で、正式名称は「自然災害共済」です。

特長

- ① 火災共済では対象とならない地震・噴火・津波の被害を保障します。
- ② 風水害等の保障が充実します。
- ③ 盗難による被害を保障します。
- ④ 火災、風水害、地震または盗難により生じた死亡・身体障害に対して保障します。
- ⑤ 掛金のうち地震に対する保障部分は、地震保険料控除の対象となります。



ご契約いただける方

- ① 交運共済の組合員であればどなたでもご契約できます。
- ② ご契約は、火災共済とセット加入が条件です。地震風水害共済のみの加入はできません。
- ③ 1物件につき契約は大型タイプ、標準タイプのいずれかをお選びください。

ご契約期間

毎年7月1日～6月30日までの1年間です。
契約期間の途中からご契約できます。
途中契約の効力発生日は以下の通りです。

- ① 現金納入の場合 … 掛金お支払い日の翌日午前0時から
- ② 郵便払込の場合 … 払込消印日の翌日午前0時から
- ③ 賃金控除および自振(月払い)の場合 … 控除月の翌月1日午前0時から

※ 退職された方は、賃金控除はできません。

こんな時に共済金をお支払いします

《風水害等共済金》



風害 雨・水害 雪害・ひょう害

《地震等共済金・地震等特別共済金》



地震 噴火 津波

《盗難共済金》



盗難 盗難によるき損 通貨・預貯金証書の盗取

《傷害費用共済金》



災害に伴う死亡 身体障害 付属建物・工作物への風水害・地震等による損害

オススメ

大型タイプの特長と加入条件

1. 最高保障額は、地震等で1,800万円、風水害等で4,200万円です。
2. 「付属建物等特別共済金」が自動付帯されます。
付属建物・工作物(門・塀・車庫・カーポート等)に一定額の損害があった場合に保障します。
3. ご契約は、火災共済の建物・家財それぞれの同口数の加入となります。
また、偶数口数での加入をお願いします。

標準タイプの特長と加入条件

1. 最高保障額は、地震等で1,200万円、風水害等で3,000万円です。
2. ご契約は、火災共済の建物・家財それぞれの1/2以上同口数までの加入となります。また、偶数口数での加入をお願いします。

※ 奇数口数の契約は自動的に偶数口数に切り上げさせていただきます。

掛金

建築区分	大型タイプ			標準タイプ		
	月払い	半年払い	年払い	月払い	半年払い	年払い
木造	13円	78円	155円	9円	53円	105円
耐火(鉄筋)	8円	48円	95円	5.5円	33円	65円

※ 1口あたりの掛金額です。

ご契約の基準、ご契約の対象、建築区分

火災共済と同様です。火災共済の項目(2～3頁)をご参照ください。

大規模災害発生時における共済金の削減について

1回の風水害等または地震等による自然災害共済実施協全体の所定の支払共済金総額が、あらかじめ定めた、次の総支払限度額を超える場合は、お支払いする共済金を次の算式によって削減いたします。

$$\text{お支払いする共済金} = \frac{\text{所定の支払共済金の額}}{\text{共済金の額}} \times \frac{\text{総支払限度額(右記のアまたはイ)}}{\text{実施協全体の所定の支払共済金総額}}$$

総支払限度
ア. 風水害等600億円
イ. 地震等5,500億円

※2020年4月より地震等の総支払限度額を4,500億円から5,500億円に引き上げます。

共済金をお支払いできない場合(免責)

- (1) 共済契約者、共済の目的の所有者もしくは共済金受取人またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失
- (2) 風水害等、地震等または火災等に際しての共済の目的の紛失または盗難
- (3) 契約申込日の翌日から7日以内に発生した風水害により生じた損害(風水害等共済金のみ)
- (4) 地震等が発生した日から10日を経過した後生じた損害に対する、地震等共済金、地震等特別共済金および付属建物等特別共済金
- (5) 持ち出し家財である自転車および原動機付自転車の盗難
- (6) 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- (7) 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、核燃料物質(使用済燃料を含む。)もしくは核燃料物質により汚染された物(原子核分裂生成物を含む。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

※詳細は注意喚起情報をご覧ください。

近年日本列島は台風・豪雨・水害・地震など多くの災害が多発しております。
 災害はいつ起こるかわかりません。自然災害の発生が増えていることもあり、もしもの備えに
 地震風水害共済へのご契約・特に大型タイプへの切り替えをおすすめします！

災害にあわれた場合は、
 共済担当者または
 お近くの交運共済までご連絡ください。
 また、ご契約内容に変更等があった
 場合も同様です。

保障内容

●風水害等共済金

区分	損害程度	大型タイプ		標準タイプ	
		1口あたり	支払限度額	1口あたり	支払限度額
全壊・全流失	70%以上	70,000円	4,200万円	50,000円	3,000万円
半壊	50%以上 70%未満	49,000円	2,940万円	35,000円	2,100万円
	30%～50%未満	35,000円	2,100万円	25,000円	1,500万円
	20%～30%未満	21,000円	1,260万円	15,000円	900万円
一部損壊	100万円超	14,000円	840万円	10,000円	600万円
	50万円超 100万円以下	7,000円	100万円	5,000円	100万円
	20万円超 50万円以下	2,800円	50万円	2,000円	50万円
	10万円超 20万円以下	1,400円	20万円	1,000円	20万円
床上浸水	全床面積の50%以上浸水				
	150cm以上	35,000円	2,100万円	25,000円	1,500万円
	100cm以上 150cm未満	25,200円	1,512万円	18,000円	1,080万円
	70cm以上 100cm未満	21,000円	1,260万円	15,000円	900万円
	40cm以上 70cm未満	14,000円	840万円	10,000円	600万円
	40cm未満	7,000円	420万円	5,000円	300万円
	全床面積の50%未満浸水				
100cm以上	7,000円	420万円	5,000円	300万円	
100cm未満	2,100円	126万円	1,500円	90万円	

※上記のほかに、火災共済から最高450万円がプラスで給付されます。但し、一部損壊などの場合、損害額を超えてお支払いはできません。
 その場合、火災共済の風水害共済金が優先され、不足分を地震風水害共済からお支払いします。

●地震等共済金 建物被害 100万円超が対象。もしくは、家財被害のみ 100万円超の場合家財契約のみが対象。

区分	損害程度	大型タイプ		標準タイプ	
		1口あたり	支払限度額	1口あたり	支払限度額
全損	70%以上	30,000円	1,800万円	20,000円	1,200万円
大規模半損	50%以上～70%未満	18,000円	1,080万円	12,000円	720万円
半損	20%以上～50%未満	15,000円	900万円	10,000円	600万円
一部損	100万円超	3,000円	180万円	2,000円	120万円

※地震等共済金の一部損は、100万円を超え、焼破損割合が20%未満の場合

●地震等特別共済金

損害程度	保障タイプ	共済金額
建物の損害額が20万円を超え100万円以下の場合	大型タイプ	一律45,000円
	標準タイプ	一律30,000円

※建物および家財の合計口数が20口以上の契約がある場合に対象となります。

●盗難共済金(警察への届出が必要です)

損害区分	損害程度	支払限度額
建物 ^{※1} 家財 ^{※2}	盗取・損傷 汚損 ^{※3}	契約共済金額
通貨 ^{※2}	盗取	20万円または家財の契約共済金額 (いずれか少ない額)
預貯金証書 ^{※2}	盗取	200万円または家財の契約共済金額 (いずれか少ない額)
持ち出し家財 ^{※2}	盗取	100万円または家財の契約共済金額 の20% (いずれか少ない額)

※1 建物に対する損傷・汚損の被害は、建物契約がある場合のみ対象となります。

※2 家財・通貨・預貯金証書・持ち出し家財の損害は、家財契約がある場合のみ対象となります。

※3 損傷・汚損による盗難共済金の額は火災共済より支払われる場合には、火災等共済金と合わせて損害の額を限度とします。

●傷害費用共済金

損害程度	1口あたり	支払限度額
死亡	10,000円	600万円
身体障害	1級～14級 10,000円～400円	600万円～24万円

※火災等共済金、風水害等共済金、地震等共済金または盗難共済金が支払われる場合に限りです。

●付属建物等特別共済金(大型タイプのみ対象)

自家契約があり、付属建物・工作物に風水害等で10万円超の損害があった場合	1世帯あたり 一律30,000円
自家契約があり、付属建物・工作物に地震等で20万円超の損害があった場合	

※建物20口以上の契約がある場合に対象となります。

※家財のみの契約、借家契約は対象外です。

1 「火災共済」と「地震風水害共済」のセット加入で広がる安心と備え

火災共済は、組合員の皆さまの大切なお住まいを守るための交運共済の保障制度です。しかし、地震や津波などの自然災害による被害は対象外です。(地震・噴火・津波被害の見舞金はあります。)

自然災害は、火事や盗難などの二次災害を引き起こします。ですから、災害保障は火事と自然災害をセットで考えることがポイントになります。

ご家族の安心と備えのために火災共済だけでなく、盗難保障もプラスされた地震風水害共済のセット加入をおすすめします。(地震風水害共済のみの加入はできません。)

火災共済のみの加入



地震 噴火 津波

✕ 保障がありません
(見舞金のみ)

火災共済と地震風水害共済に加入



地震 噴火 津波

○ 保障されます

2 大切なのは保障額と掛金のバランス。適切な保障のための適切な掛金とは？

共済の保障額は契約口数により異なります。掛金が少なければ、保障額も少額になり、十分に保障が得られないこともあります。しかし、保険や共済に使えるお金は限られています。ここで重要なのは、保障額と掛金のバランスです。まずは次の点を考慮して、あなたにあったプランを考えてみましょう。

- ①「火災等」「風水害等」「地震等」など災害の事由によって保障額はそれぞれ異なります。たとえば、火災共済と地震風水害共済に同口数加入している場合でも、火災による全焼と地震による全壊では保障額は異なります。
- ②保障は、それほど必要ないとお考えの方にも火災共済は50口以上の加入をおすすめします。「建物」「家財」の契約の合計口数が50口以上というのがお支払いの条件となる共済金や見舞金もあります。
- ③火災共済では「建物」「家財」の合計口数が50口以上の場合、類焼損害保障などの「3保障制度」に加入できます。交運共済では、それぞれに最適な保障プランを提案させていただいております。お気軽に最寄りの交運共済までご連絡ください。

3 「建物」も「家財」も大事な財産。「家財」の保障もお忘れなく

火災保険・共済というと、建物の保障というイメージがありますが、家財も大事な財産です。交運共済の火災共済・地震風水害共済は、組合員の住宅事情を考慮し、「建物」「家財」のどちらか一方だけの加入も可能になっています。

持ち家でなくとも万一に備えて家財保障の契約をしておけば、安心です。住宅ローンを組む際に入する火災保険は建物の保障のみの場合もありますから、内容をしっかりチェックしてみましょう。

なお、地震風水害共済は、「建物」に契約がない場合、建物に被害を受けた際、建物についての給付を受けられません。「建物」と「家財」の両方に加入することをおすすめします。

※ 貸家は「家財」、独身寮は「建物」には加入できません。



4 被害にあった実例…

- ①総合共済のご契約のみで、火災共済のご契約がなかったため、火災を起こしたが共済金の対象にならなかった。
- ②火災共済には加入していたが、地震風水害共済には加入していなかったため、地震による被害を受けたが共済金の対象にならなかった。
- ③地震風水害共済の契約口数が少なく、実損額に見合う共済金の支払いを受けることができなかった。

など様々な組合員様からの声があります。

災害による被害を受けたときに十分な保障を受けれるように、日頃から自然災害へのリスクに備えることが必要です。

組合員とそのご家族の安心した生活を守る為にも交運共済の火災共済・地震風水害共済へご加入ご検討下さい。